

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

株式会社FTS
【特定派遣届出番号:特14-304972】

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

※ 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	本社
拠点の所在地	神奈川県横浜市中区本町1-7 東ビル5F

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(%表記時の小数点第2位以下を四捨五入する)

(対象:平成26年度(平成26年8月~平成27年7月))

派遣労働者数 平成27年6月1日付 け	派遣先 事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
7	7	14,400 円	9,900 円	31.30%

マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時のかかる賃金(派遣先への請求はできません)	
会社運営費用	健康診断費用	一般検診及び生活習慣病予防検診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等)登録会場費
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの person 費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益	

※ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 開発事業本部 TEL045-633-2105

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金負担	1人当たりの 平均実施時間
接客基礎研修	新規採用者	OJT	弊社	無償	有給	10時間
探寸研修	新規採用者	OJT	弊社	無償	有給	10時間
スキルアップ研修	新規採用者	OJT	弊社	無償	有給	10時間
マーケティング	採用後1年経過の希望者	OFF-JT	弊社	無償	有給	5時間
顧客情報研修	採用後1年経過の希望者	OFF-JT	弊社	無償	有給	5時間

※ 福利厚生に関する事項(条件を満たす場合)

- ・年次有給休暇
- ・定期健康診断